

平成 20 年度「犯罪被害者週間」国民のつどい 中央大会

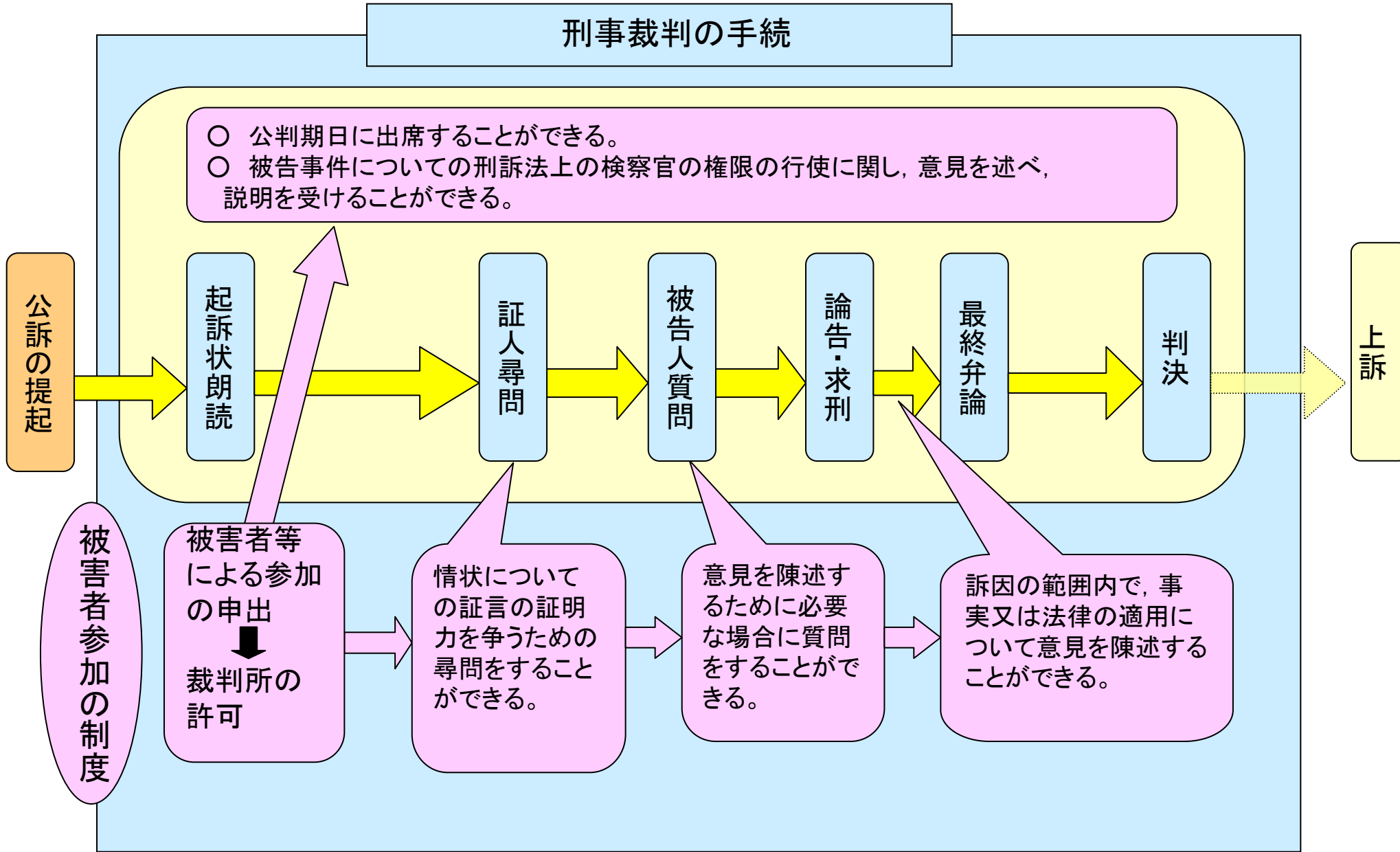
# 政府からの報告（法務省）

## 資料

法務省大臣官房審議官 三浦 守

平成 20 年 12 月 1 日 於：砂防会館

# 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の概要



# 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要

## 損害賠償請求に関する裁判手続の特例

損害賠償請求についての審理

口頭弁論又は審尋

主張整理  
刑事記録の  
取調べ等

口頭弁論又は審尋

主張整理  
審理計画の  
策定等

口頭弁論又は審尋

証拠調べ  
等

口頭弁論又は審尋

証拠調べ  
等  
審理終結

損害賠償命令

異議申立て

本手続の記録

不服なし

訴え提起擬制

第一審

民事裁判

上告審

控訴審

刑事裁判

上告審

控訴審

公訴提起

弁論終結

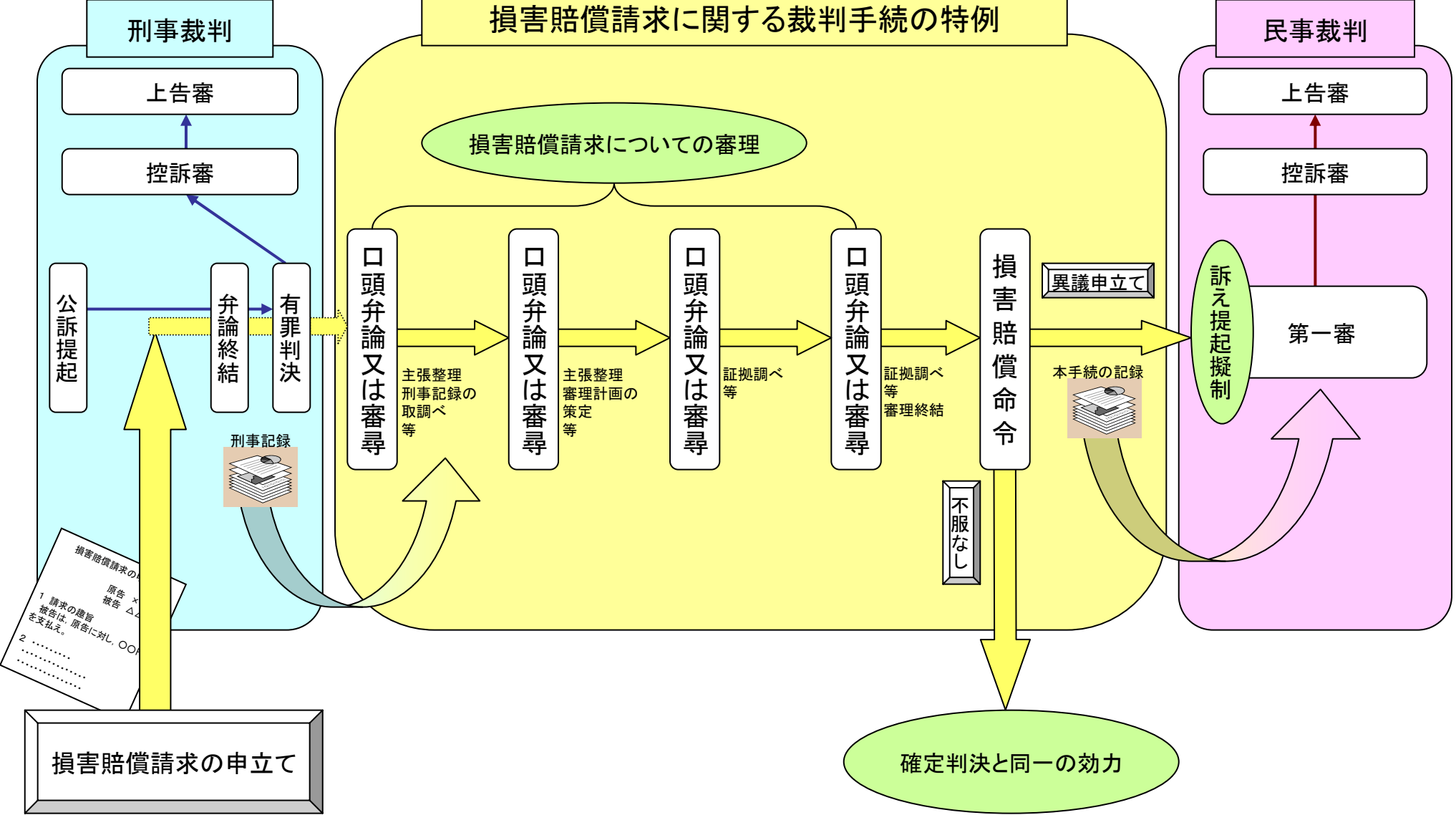
有罪判決

刑事記録

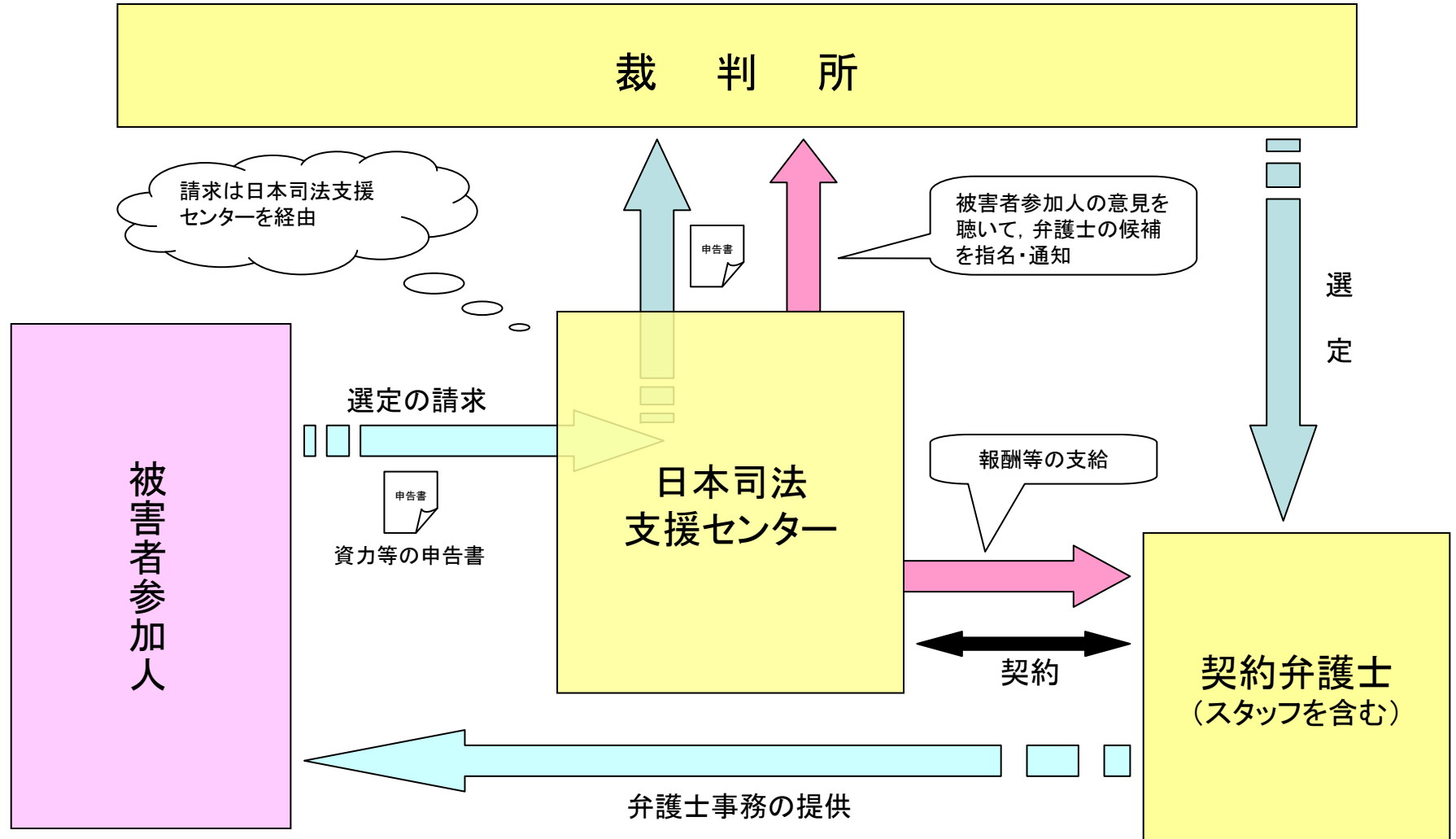
損害賠償請求の申立て

確定判決と同一の効力

損害賠償請求の  
1 請求の趣旨  
原告 ×  
被告は、原告に対し、○○  
を支払い。  
2 .....



# 被害者参加人のための国選弁護制度のイメージ



# 少年法の一部を改正する法律

## 犯罪被害者等基本計画

(平成17年12月閣議決定)

### 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号)附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。

## 現行法

○ 少年審判は非公開で行われており、被害者等であっても、その傍聴は許されていない。

○ 被害者等であっても、審判期日における審判の状況の説明を家庭裁判所から受けることはできない。

① 少年保護事件の被害者等は、損害賠償請求権の行使のために必要がある等の正当な理由がある場合に限り、例外的に記録の閲覧・謄写が許される。

② 閲覧・謄写の対象は、非行事実に係る部分のみ。

○ 意見聴取の対象者は、被害者等のほか、被害者が死亡した場合におけるその配偶者等とされている。

① 第37条第1項に掲げる罪(児童福祉法違反等)に係る事件は、家庭裁判所で裁判を行うこととされている。

② 家庭裁判所は、保護事件の調査等により、第37条第1項に掲げる事件を発見したときは、検察官等に通知しなければならないこととされている(第38条)。

## 改正法

### 被害者等による少年審判の傍聴

○ 家庭裁判所は、相当と認めるときは、殺人事件等一定の重大事件の被害者等に、少年審判を傍聴すること許すことができることとする。

### 被害者等に対する説明

○ 家庭裁判所は、相当と認めるときは、被害者等に、審判期日における審判の状況を説明するものとする。

### 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

① 少年保護事件の被害者等については、原則として閲覧・謄写を認めることとする。

② 非行事実に係る部分以外の記録(社会記録は除く。)についても、閲覧・謄写の対象とする。

### 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大

○ 被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者等についても、意見聴取の対象者とする。

### 成人の刑事事件の管轄の移管等

① 第37条第1項に掲げる罪に係る事件については、地方裁判所等で裁判を行うこととする。

② 第38条を削除する。